

令和2年上半期
名古屋北労働基準監督署管内の労働災害発生状況

特集

死傷者数400人、うち死亡者数は3人

名古屋北労働基準監督署

(表1) 令和2年・平成31年名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況(1月~6月)

業種	R02年 発生件数	H31年 発生件数	業種	R02年 発生件数	H31年 発生件数
小計	82	76	土石採取業	1(1)	0
食料品製造業	22	13	建設業	29	21(2)
繊維工業・繊維製品製造業	0	1	道路旅客運送業	7	16
木材木製品・木製家具製造業	3	2	道路貨物運送業	60(1)	75
紙加工品製造業・印刷製本業	12	11	陸上貨物取扱業	8	13
化学工業	7	5	商業	66(1)	69(1)
窯業・土石製品製造業	1	6	金融・広告業	21	7
鉄鋼業・非鉄金属製造業	2	0	保健衛生業	23	18
金属製品、金属家具製造業	17	19	接客娯楽業	34	31
一般機械器具製造業	4	3	清掃業	12	20
電気機械器具製造業	2	3	ビルメンテナンス業	13	18
輸送用機械器具製造業	1	7	その他の事業	44	55
その他の製造業	11	6	合計	400(3)	419(3)

()内は死亡者数で内数である。

名古屋北労働基準監督署管内における令和2年上半期(1月から6月末)の休業4日以上の労働災害発生状況は、死傷者数400人、内死亡者

は3人となりました。(表1) これらの値を昨年同時期と比較すると、休業4日以上の死傷労働災害は、3年連続増加していた昨

年の419人から19人減少し、死亡者数は前年と同人数となりました。なお、前年同時期と比べ死傷者数が減少している業種は、輸送用機械器

具製造業の86%減、窯業・土石製品製造業の83%減、清掃業の40%減、陸上貨物取扱業の38.5%減が挙げられます。一方、大幅に増加している業種は、金融・広告業の300%増、食料品製造業の69%増、建設業の38%増となっています。本年上半期に発生した死亡災害3人の業種内訳は、土石採取業1人、道路貨物運送業1人、商業1人となっています。いずれも単独作業中に発生しています。(表2) また、死傷災害を事故の型別で見えますと、転倒災害が103人と最も多く発生し、全体の26%を占めています。(表3) 次に墜落・転落災害の82人(20%)、はさまれ・巻き込まれ災害で44人(11%)となり、発生した労働災害の半数以上をこの3つの事故の型が占めています。さらに、死傷者数が300%増と増加が顕著な金融・広告業で最も多く発生してい

(表2) 令和2年名古屋北労働基準監督署管内死亡災害一覧(1月~6月)

業種	発生日	性別	事故の型	労働災害発生状況
一般貨物自動車運送業	2月	男	墜落	倉庫内で作業中、保管ラックの2段目から墜落した。
その他の商業	4月	男	墜落	マンション管理業務中に入居者宅を訪問した時、入居者が玄関ドアを開けた際、避けようとして階段を踏み外し転落した。
土石採取業	5月	男	崩壊	高さ23mの地山直下で車両系建設機械のブレーカーを使用して岩石を割る作業を行っていたところ、振動で地山が崩れ落ち、落下した岩石が被災者の乗る建設機械の運転席を直撃した。

(表3) 事故の型別災害発生状況 (件)

事故の型	R02年 発生件数	H31年 発生件数
墜落・転落	82(2)	88(1)
転倒	103	91
激突	42	45
飛来・落下	16	22
倒壊・崩壊	7(1)	16
激突され	20	11
はさまれ・巻き込まれ	44	54(1)
切れ・こすれ	19	19
踏み抜き	0	0
高温・低温の物との接触	8	4
有害物等との接触	3	2
感電	0	0
火災	1	0
交通事故	18	26(1)
動作の反動・無理な動作	32	34
その他	5	7
分類不能	0	0
合計	400(3)	419(3)

()内は死亡者数で内数である。

トによる事業場内リスクの把握及びその情報に基づき措置の実施など、組織的、合理的な安全衛生管理が行われるよう働きかけを行うていきま

る事故の型は、転倒災害の48%となつています。転倒災害は、骨折等の重篤な災害となる場合も多く、全業種の転倒災害のうち60%超が1か月以上の休業見込みとなつています。なお、政府

が、新型コロナウイルスが、新型コロナウイルス感染症緊急事態を令和2年4月16日から5月25日までの間、全国に対して宣言しました。また、愛知県も独自に4月10日から5月31日まで緊急事態を宣言し、事業者を含む国民、愛知県民に対して新型コロナウイルス「密閉」「密集」「密接」のいわゆる3密を避けるよう要請があったところ

です。このような状況の中で、令和2年上半期の労働災害発生件数は、結果として前年同期より4・5%減少しました。現在は、2度目の愛知県緊急事態宣言も解除され、令和2年下半期においても、感染拡大のおそれがあるとの懸念はあるものの、産業界活動が一定水準行われることとなります。これから企業は、労働者の高齢化、労働人口の減少、更にこれに伴う外国人労働者の受け入れ増加など、労働環境が大きく変化していくことが想

定されるとともに、新型コロナウイルス感染症予防に端を発した在宅勤務の推進などの働き方の多様な化をも視野に入れた労働安全衛生管理を進めていくこととなります。当署においては、上記のような様々な社会の変化に対応するため、愛知労働局が提唱する「危険と向きあおう」をスローガンとした「論理的な安全衛生管理の定着・推進」を進め、労働災害発生プロセスへの理解、リスクアセスメント